

◎議 事 日 程（第5号）

令和元年9月26日（木曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 特別委員長報告
- 日程第3 議案第41号 愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第42号 愛西市表彰条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第43号 愛西市役所支所設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第44号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第45号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第46号 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第47号 愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第48号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第49号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第50号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第51号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第14 議案第52号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第15 議案第53号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第54号 令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第55号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 認定第1号 平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 平成30年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 平成30年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第7号 平成30年度愛西市水道事業会計決算の認定について

日程第25 請 願 第 3 号 子どもの医療費完全無料化を求める請願について

日程第26 意見書案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

日程第28 建設福祉委員会の閉会中の調査について

日程第29 総務文教委員会の閉会中の調査について

日程第30 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会計室長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産業建設部長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市民協働部長	渡 辺 弘 康 君	上下水道部長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中 野 悦 秀 君	監 査 委 員	戸 谷 ・ 治 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

午前 9 時30分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

ここで原議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○7番（原 裕司君）

去る9月2日の本会議において、諸般の報告において、海部南部水道企業団の議会、令和元年第2回定例会の報告の中で、数カ所読み間違いがありましたので、訂正させていただきました報告書を配付させていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議長（鷺野聰明君）

次に、本日、追加議案が提出され、開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として意見書案第1号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託をしました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

○建設福祉委員長（神田康史君）

建設福祉委員会の結果を報告いたします。

建設福祉委員会は、9月13日午前9時30分から開催され、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

議案第45号：愛西市手数料条例の一部改正については、主な質疑で、消費税の増税により3つの項目が1万円ずつ増額のことであるが、単純に計算するとそのようにならないのではないかとの質問では、直近の人件費及び物件費の変動を加味した試算を行った上で、それでもなお

増額の必要がある施設として3件であったという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第45号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号：愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、主な質疑で、なぜ今改正されることになったのか、またその経緯はの質問では、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年6月7日に公布され、8月1日から施行されたためであり、その経緯としては、平成7年の阪神・淡路大震災の当時には、被災者生活再建支援法がなく、災害援護資金に頼って生活をするのを余儀なくされたことを踏まえて、公平性に配慮しつつ、一定の低所得者等への貸付金の免除を可能とすることなどの改正を行ったものであるという答弁でした。

また、この弔慰金にかかわる対象者は愛西市にいるかとの質問では、対象者はいないという答弁でした。

採決の結果、議案第46号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、主な質疑で、私立保育園への対応はの質問では、民間の保育所等については、それぞれの施設で決めているという答弁でした。また、保護者の方にはどのように啓発をしているのかの質問では、児童福祉課に相談があった段階で紹介しているという答弁でした。

採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、質疑もなく、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正については、主な質疑で、土曜日は原則休んでいる方が仕事などで急遽保育が必要になった場合でも無償化の対象となるのかの質問では、対象となるという答弁でした。また、今回の無償化に合わせて保育の標準時間と短時間の区別の見直しはしているのかの質問では、勤務状況等が変わった都度、申請いただき、見直しをしているという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第49号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、主な質疑で、13条の中で、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けるものとするという文が繰り返し出てくるが、どういうことなのかとの質問では、スクールバス、教材費など、保護者から実費徴収されることであるという答弁でした。

また、私立の未移行の幼稚園を利用する方の世帯の所得区分については、認定がされていないためわからないと思うが、どのように対応しているのかの質問では、申請を出していただくよう、園を通じて9月上旬に案内をしているという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第50号は賛成多数で原案のとおり可

決されました。

次に、議案第51号：愛西市水道事業給水条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、社会福祉施設修繕工事の内容について説明をの質問では、空調工事の3カ年計画の3年目であり、1階部分の食堂兼会議室、職員休憩室、相談室、小会議室の空調を補正していただく工事の内容ですという答弁でした。

また、副食費の補助に関して、近隣の市町村では実施していない3,500円の補助を愛西市独自で行うことになるわけだが、その対象者は何人かの質問では、7月1日現在の人数では1,136人が市独自の補助の対象者であるとの答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第53号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号：令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議案第55号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、それぞれ質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号：子どもの医療費完全無料化を求める請願については、賛成討論がありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択と決定しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（鷲野聡明君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

#### ○総務文教委員長（竹村仁司君）

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、9月17日午前9時30分から開催され、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、主な質疑で、現在のパート職員の時給の最低金額は幾らか、また、何人くらいいるのかの質問では、最低金額は900円であり、人数としては、一般事務職が38人であるという答弁でした。また、10月1日からの最低賃金が926円になるという報道があるが、変更契約をするのか、また、パート職員は夜間の勤務を想定しているのかの質問では、10月1日から930円に変更する予定で通知している。また、夜間の勤務は想定していないという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第41号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号：愛西市表彰条例等の一部改正については、主な質疑で、第6条の資格の除外の中で、成年被後見人が削除されることになったが、この文言はいつから制定されているかの質問では、条例ができた段階、つまり平成18年12月25日からこの欠格条項は記載されているという答弁でした。

採決の結果、議案第42号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号：愛西市役所支所設置条例の一部改正については、主な質疑で、休日・夜間の支所の管理はどこが行っているかの質問では、閉庁時の鍵の開閉をシルバー人材センターに委託しており、また、警備会社に警備を委託しているという答弁でした。

採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、主な質疑で、住民票などへ旧氏を併記することのメリットはの質問では、婚姻などで氏に変更があった場合でも、従来使用してきた氏を公証することができるようになる。具体的には、各種の契約や銀行口座の名義に旧氏が使われる場合でも、その証明に使えるという答弁でした。

また、先行した弥富市からは具体的な助言はあったかの質問では、弥富市からの意見は特になかったが、今回の改正で海部管内は同じ対応に統一されるという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号：海部地方教育事務協議会規約の変更については、主な質疑で、定数が13人から7人になり、運営上問題にならないかの質問では、情報として持ち合わせていないが、実情に合わせて整理するものであるとの答弁でした。

採決の結果、議案第52号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、ふるさとづくり事業推進助成金に関して今回なぜ補正となったのかの質問では、前年度の要望調査時には把握できなかった建物の緊急修繕の申請があったため、今後予定している前年度調査で把握をしている申請分の予算不足が見込まれるために補正を行うものであるという答弁でした。

また、佐屋プールに関しては、解体後の跡地利用はどのように考えているのかの質問では、利用者の駐車場を整備し、また休憩所としては、日よけシェルター、かまどベンチ、トイレ等を設置する。また、災害時の応急仮設住宅の建設予定地となっているという答弁であり、また、海拔は何メートルくらいになるのか、周辺との差はどれくらいかの質問では、標高では1.6メートルであり、周辺よりは2.8メートル高いという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第53号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、当委員会に送付されました陳情についての審議結果を報告いたします。

陳情第20号：定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書については、審査の結果、全員賛成で採択されました。後ほど、委員会として、こ

の陳情に関する意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますよう、よろしく  
お願いいたします。

以上、報告を終わります。

**○議長（鷺野聰明君）**

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

認定第1号から認定第7号の決算につきましては、決算特別委員会において御審査をいただき
ましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告
をお願いいたします。

決算特別委員長、報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（島田 浩君）

決算特別委員会の結果を報告いたします。

決算特別委員会は、9月19日午前9時から開催され、当委員会に付託されました案件を慎重
に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

認定第1号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、まず、総務文教委員
会所管の関係につきまして、主な質疑で、市有バスに関して、土・日は公用のみの利用だが、
特に平日は学校があって利用できない子ども会について、土・日に利用することの検討はして
いるか。また、バスの老朽化に関して、あとどれくらい使える見込みかの質問に対し、現状と
してそういう声があるため検討作業に入っている。また、バスの走行距離は、本庁舎のバスが
21万3,000キロ、立田庁舎のバスが20万8,000キロであり、業者に確認すると、バスとしては十
分短いほうであることであつたため、大事に乗ればまだまだ使用できるという認識であるとい
う答弁でした。

また、市民活動支援公募事業に関し、どのように周知をしているか。また、補助金額はどの
ように査定しているかの質問に対し、広報紙への掲載、または市ホームページへの掲載で周知
している。また、補助金額については、交付要綱により10万円を上限として、補助対象経費の
5分の4の金額を決算額に基づき交付しているという答弁でした。

また、交通安全推進事業に関し、駐輪場の放置自転車の処理の仕方への質問に対し、放置自
転車の処理については、愛西市シルバー人材センターに委託しており、一定期間、自転車に警
告した後で撤収している。また、盗難の確認をした後に順次処分しているという答弁であり、
交通事故件数の推移への質問に対し、市内の死亡事故の件数は、平成26年中が1件、27年中が

4件、28年中が2件、29年中が3件、30年中が1件であったという答弁でした。

また、日曜日の教育活動推進事業に関し、平成30年度に教室数が23から19に減った理由と、開催場所はどこかの質問に対し、教室数の減少は指導者の都合により、教室を開催できなかったことによるものであり、また開催場所は文化会館、佐織公民館、学校の体育館などの貸出施設、コミュニティセンターなどであるという答弁でした。

次に、建設福祉委員会所管の関係につきまして、主な質疑で、非常備消防事業について、災害出動した消防団員が170名となっているが、件数と人数の内訳はの質問に対し、建物火災件数は5件であり、5月の稲葉町の火災が56名、6月の日置町が44名、11月の葛木町が8名、12月の雀ヶ森町が14名、2月の東保町が36名、その他が12名であったという答弁でした。

また、老人福祉センター事業に関し、老人福祉センターの利用者数が年々減ってきているが、何か原因を把握しているかの質問に対し、70代、80代に比べ、60代のほうの利用が少ない状況である。60歳を超えても働いてみえる方が多いなどで、利用者の過ごし方が変化してきていることが原因ではないかと考えるという答弁でした。

また、児童虐待防止対策強化事業に関し、相談件数111件のうち、虐待件数が28件で、これを家庭相談員2名で対応している。また、子育て世代包括支援センター事業についても、母子コーディネーター3人に対し、相談件数は489件ということで、1人当たり100件以上となるが、人為的に余裕はあるのかの質問に対し、児童虐待防止対策については、相談員2名と職員1名の3名、また内容によっては3名以上で対応しており、大丈夫だと思っている。また、子育て世代包括支援センターについては、母子コーディネーターを児童福祉課に2名、健康推進課に1名配置しているが、支援プランの作成に関しては、なかなか大変な状況であるという答弁でした。

採決の結果、賛成多数で認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第4号：平成30年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、採決の結果、賛成多数でそれぞれ認定されました。

次に、認定第5号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、採決の結果、全員賛成で認定されました。

次に、認定第6号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、認定第7号：平成30年度愛西市水道事業会計決算の認定については、質疑もなく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

以上、報告を終わります。

失礼いたしました。

説明の中で、土曜日の教育活動推進事業に関しまして、土曜日を日曜日と言い間違いましたので訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（鷺野聰明君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第41号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第3・議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について反対討論を行います。

本来、住民の命と暮らし、権利を守る自治体の仕事は、恒常的で専門性が要求され、臨時的で非常勤の者が担うことを想定していませんでした。しかし、全国の自治体で行政コストの削減のため非正規化が進み、任用の根拠も方針、方法も期間もばらばらになっていました。この条例のもととなる法改正では、正規職員による運営の原則が崩されている実態を固定化し、住民の暮らしに密着した仕事のほとんどを非正規職員に担わせることを可能とするものです。

今回の条例の特徴は、1点目として、非正規職員の任用根拠の整備と会計年度任用職員の規定、そして2つ目として、期末手当の支給などについてであります。一部手当支給などは待遇改善とはなりますが、一方で非常勤職員の固定化につながるものです。愛西市では、庁舎の維持管理に関する仕事や一部の住民サービスが外部化され、さらに非常勤職員の割合も3割を超えている現状です。必要な仕事には1年更新で毎年募集するような非常勤ではなく、正規採用を行っていくべきであります。

以上の点から、この条例案に関しては反対します。

○議長（鷺野聰明君）

次に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

国は、平成27年4月1日にパートタイム労働法の改正では、正規職員と差別的取り扱いが禁

止されているパートタイム労働の対象範囲の拡大がなされました。いわゆる同一労働同一賃金であります。しかし、パートタイム労働法29条には、国家公務員及び地方公務員については、この法律を適用しない定めが記載されています。これを改善すべく、今回、地方公務員法と地方自治法の改正で、会計年度任用職員制度の創設と、この職員に対して期末手当の支給が可能になるような規定に整備がなされました。これを踏まえ、市が提案された条例の制定の内容では、不明確であった総代などの特別職の任用を厳格化することと、また、嘱託職員や非常勤職員と区別されていた任用方法を会計年度任用職員として明確にし、さらに、正規職員と会計年度任用職員との均衡を図るもので、会計年度任用職員に対しての処遇の改善にも期待されます。

以上の理由により、議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については賛成いたします。

○議長（鷲野聡明君）

次に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成の立場から発言いたします。

なぜ、総務省は会計年度任用職員の制度を始めることにしたのでしょうか。その背景には、非正規公務員、いわゆる臨時職員、あるいは非常勤職員の急増があります。2016年では、全国の市町村において、約49万人が非正規公務員となっており、これは3人に1人の公務員が非正規ということになります。非正規公務員がふえた大きな要因は、国の地方交付税が削減され、自治体の財政が厳しくなる一方、高齢化などに伴って、福祉サービスなど、自治体が担う業務の拡大、限られた予算で行政運営を行う中、非正規の職員に頼らざるを得なかったのです。そして、近年問題視されてきたのが、正規職員との待遇面の違いです。例えば、保育士さんで、勤務時間が短いため、あえて非正規という働き方を選ぶ方も少なくありません。しかし、担任を受け持つなど、同じ業務や責任を担うことも多くなっています。そしてその待遇は、正規の職員には、昇給やボーナスなどの各種手当がありますが、非正規の場合、給与は、年齢や経験に関係なく職種によって一律です。正規の職員のような手当もありません。これは制度設計が現状に合っていないということです。

総務省によれば、以前、非正規職員は短時間で補助的な業務にかかわるということが前提でした。しかし、正規職員と同じような仕事を担ってきたのに、待遇面は以前のままとというのが実態なのです。住民の最も近いところでサービスを提供する方たちの多くが非正規であるというのが現状なのです。このままでは、非正規公務員の方たちには、将来の展望さえ見えてきません。住民のニーズに応える行政サービスを維持するためにも、今回の条例制定による待遇改善は大きな意味を持ちます。

限られた予算の中ではありますが、今後とも非正規の公務員の方々の声に耳を傾けていただくことを願い、今議案に賛成いたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

反対討論もありました。本当に賛否に迷った議案です。本議案は、法改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、条例を制定するものであります。この制度の導入は、ふえている非常勤職員等の適正な勤務条件を確保するためのものであり、期末手当が支給されるなど、そういった方々にとってはメリットのある改正とも言えます。しかし、一方、さまざまな懸念もありますので、施行するに当たり、そして規則をつくるに当たり、以下について十分配慮していただくことを要望いたします。

1つ目は、原則は正規職員の雇用であり、それを補うために臨時職員があること、この原則を曲げてはならないことです。

そして2つ目は、現在、正規職員とほとんど変わらない勤務体制で働いている非常勤職員等のパート職員もいるのではないのでしょうか。そういった正規職員とほぼ同じ業務をしているにもかかわらず、処遇を変えるために時間を削っていることはないのだろうか、そんな懸念も私は持っています。こうしたことも、現場任せではなく、担当責任部局で調査をすべきと考えております。

3つ目には、専門性が必要で、重要な役割を担う人がパートタイムの会計年度任用職員扱いでよいのかということです。最近では、愛西市でもそういった立場の方が正規職員でないケースがふえています。わかばもそうではないのでしょうか。そういった見直しも、この条例を制定するに当たり、調査し、見直しをすべきです。これを機会に勤務実態の職務の内容に合っているか否か、担当責任部局で全て調査し、本来のこの制度の趣旨である雇用の安定と処遇改善を念頭に置いた改善、そして規則整備を強く求めます。

4つ目は、法律が成立したときの附帯決議として、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく、適正な勤務条件の確保が行われるようということが附帯決議に付されております。改正の趣旨に合わない雇いどめや処遇を下げるようなことがないよう、対応を求めます。また、現場におきましては、十分な説明をされることを望み、賛成討論といたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第42号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第4・議案第42号：愛西市表彰条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第43号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第5・議案第43号：愛西市役所支所設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第44号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第6・議案第44号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

議案第44号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、賛成の立場から

意見を述べさせていただきます。

今回の愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正は、印鑑登録証明書の氏名に旧氏を併記できるようにし、また、性別の事項は表記しないようにする改正であります。これは、国が進める男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取り組みとして、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届け出により、旧氏を併記することが可能となるようにされていくものであります。

旧氏併記のメリットとしては、婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を公証することができるようになることです。具体的に申し上げますと、国としては、各種契約や銀行口座の名義に旧氏が使われる場面で、その証明に使い、また、就職、転職時など、仕事の面でも旧氏で本人確認ができることとされています。今後は、運転免許証やパスポートにおいても、旧氏の併記ができるように進められています。このことから、さまざまな証明書類等において、旧氏の併記ができることは、社会において、旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくなるよう配慮されたものであり、あわせて、印鑑登録証明書に性別が表記されないことはLGBTへの配慮であると考えられます。

以上のことから、この改正は、男女共同参画・女性活躍推進を自治体で後押しするものであり、一人一人の人権尊重に向けた取り組みであると確信し、本議案に賛成といたします。

○議長（鷺野聡明君）

次に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第44号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、賛成の立場から発言いたします。

内閣府男女共同参画局は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法、平成27年8月成立に基づき、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しました。社会において、旧姓を使用しながら活躍する女性が増加する中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使いやすくするというのは、女性活躍推進法の指針に沿うものです。

また、あわせて、性別にかかわらず、自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現に向けて、性同一性障害などマイノリティに配慮し、個人のプライバシーを尊重するために性別の記載が不要となります。

こうした個々の個性を大切に、働きやすい社会をつくり出すことは、さらに新たな雇用を生み出すものと考えます。こうした点から、今議案に賛成します。

○議長（鷺野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第44号を採決いたします。

議案第44号議案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第45号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第7・議案第45号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第45号：愛西市手数料条例の一部改正について、反対の討論を行います。

この議案は、10月からの消費税10%増税を前提とした提案でありますので、反対をいたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第45号を採決いたします。

議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第46号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第8・議案第46号：愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第47号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第9・議案第47号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第48号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第10・議案第48号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第48号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。認可保育園の不足を行うために提案されておりますが、連携施設の確保を10年に延長することは、規制緩和でありますので反対をいたします。

国が認可保育園の整備をすることに責任を持つべきだということを述べて、反対の討論いたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第49号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第11・議案第49号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第50号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第12・議案第50号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

議案第50号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

この地域型保育事業者というのは、教育保育施設、認定こども園ですとか幼稚園、また保育所よりも比較的小規模であるということを踏まえて、以下の3つの点で気をつけるべき内容ということで定められております。

1点目が、集団保育の提供などの保育内容の支援を行う。また、職員が病気の場合等の代替保育の提供を行えるように、また3歳から5歳児の卒園後の受け付け、受け皿を確保するよというということで、連携施設を確保しなければならないということを条例でも規定をしているわけですが、その内容について経過措置を設けて、期間を5年だったものを10年に延長しているということになります。この規制の緩和、延長については、幼児教育の保育の質の向上という点から問題であり、反対であります。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

議案第50号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この改正は、幼児教育・保育無償化に伴う子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、愛西市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正を行うものです。

今回の改正においては、食事の提供に要する費用について、副食費に関する支払いは発生いたしますが、それに対して、本市でも免除対象を設けるものであり、子育て世帯の保護者の負担軽減につながります。また、特定地域型保育事業者において、適正かつ確実に保育が実施、提供されるよう、代替保育及び連携施設の確保を拡大するもので、今後の待機児童対策として行うものであり、この改正は、幼児教育・保育の提供の増進につながるものと考え、本議案に賛成といたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第50号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回の幼保無償化全体を含め、意見を述べさせていただきます。

幼児期の子育て中の世帯の経済的負担軽減は歓迎すべきものです。しかし、今回の改正は、保育料の高いゼロ歳から2歳の保育の補助の拡大がほとんどないこと、そして、既に生活保護やひとり親家庭など、保育料が安かった世帯にはわずかなメリットしかありません。よって、3歳から5歳までの子供を持つ全ての世帯への無償化及び補助は、経済的弱者への新たな支援をセットにして行わなければ経済的格差を広げたことにもなります。次年度予算を組まれる折にはこの点を踏まえ、またゼロ歳から2歳までの支援も含め取り組んでいただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第51号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第13・議案第51号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第52号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第14・議案第52号：海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第53号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第15・議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から発言

をさせていただきます。

今回の愛西市一般会計補正予算では、主な事業として、10月から始まる幼児教育・保育無償化に伴い、保育料は無償化されますが、給食費は保護者負担となるため、幼稚園、保育所、認定こども園に通園する3歳から5歳の全ての保育料の無償化に加え、近隣市では補助していない保護者負担の給食費のうち、副食代について、愛西市独自で月額3,500円の補助をすることにより、子供を安心して育てる環境を整えるものであります。

また、印鑑登録システム改修委託料は、令和元年11月5日から住民票の写しとマイナンバーカードに旧姓が併記できるようになり、これにあわせて印鑑登録証明書にも旧姓が併記できるようにするためのシステム改修費で、これは旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるようにし、保険や携帯電話の契約、銀行口座を旧姓のまま引き続き使いたいときなどに役立ちます。

また、勝幡地域防災コミュニティ屋根のふきかえ、外壁塗装などは、建物の老朽化による雨漏りを解消し、施設の保全と快適な利用環境を保持するため必要なものと考えます。

以上の理由により、適正な補正予算でありますので、賛成討論といたします。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

次に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

それでは、議案第53号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正予算ではいろいろな事業がありますが、幼稚園、保育所等副食代補助事業として2,331万円の補正であります。内容につきましては、幼児教育・保育無償化に伴い、保育料は無償化されますが、給食費は保護者負担となります。幼稚園、保育所、認定こども園に通園する3歳から5歳の全ての児童の保育無償化に加え、保護者負担の給食費のうち、副食代についても愛西市独自で月額3,500円の補助をすることにより、子供を安心して育てることができる環境が整います。今回のこの英断に対して、日永市長に改めて敬意を表するものであります。

ところで、その英断の裏には、国の施策である消費税増税があるのではないのでしょうか。先日の9月19日の中日新聞によりますと、消費税を財源に10月から始まる保育無償化との記事が記載されておりました。つまり保育無償化の財源は消費税なのです。また、こんな記事もありました。消費税が増税される10月から、税率の引き上げ分を財源に年金生活者の負担軽減のための支援給付金制度が始まります。これは年金生活者支援給付金というそうです。国民の多くの方が、消費税増収分の恩恵を受けることとなるのです。消費税の増収分を活用する国の施策の紹介でありました。

市民の方に説明責任があります。今後も愛西市におきましては、予算の効率的な有効の活用の周知を願うものであります。

次に、勝幡地域防災コミュニティセンターの屋根等改修工事として3,400万2,000円の補正であります。建物の老朽化による雨漏りを改修し、施設の保全と快適な利用環境を保持するため

の工事であります。

また、印鑑登録システム改修委託料として115万5,000円の補正であります。これは、令和元年11月5日から、住民票の写しとマイナンバーカードに旧姓が併記できるようになります。また、これにあわせて印鑑登録証明書にも旧姓が併記できるようになります。

今後ますます厳しくなる財政状況の中、世の中の見聞を広めつつ、限られた予算を効率的に活用し、行財政運営を進めていただき、市民の負託に応えていただくことを期待しまして、私の賛成討論とします。

**○議長（鷺野聡明君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第54号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第16・議案第54号：令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第17・議案第55号（討論・採決）**

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、日程第17・議案第55号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第1号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第18・認定第1号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

認定第1号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

毎回、予算決算の賛否の判断には本当に迷います。大筋で認められれば、賛成すべきなのか、本当に迷います。しかし、この1年間を振り返り、そしてこの議会での市側の答弁を聞き、高齢者社会への備えは高齢福祉課だけの問題ではなく、全ての部署での取り組みでありながら、その意識が浸透していないこと、また格差の是正への対応が不十分であること、福祉サービスの広報の不十分さも感じました。また、そのような声は届いていませんといった答弁も多かったことに対し、本当に市民の声を拾うための施策を講じたのだろうか、努力をしたのだろうかと潜在的ニーズがつかめていないことも感じ、賛成ができないと判断しました。

以下、課題を感じたうち、数点上げさせていただきますので、次年度予算編成にはぜひ取り入れていただくことを要望いたします。

まず最初に、高齢者社会への備えのおくれについてです。高齢者の外出手段の確保のことは一般質問でも取り上げましたが、巡回バスが高齢者の足の役割を果たし、利用者をふやすには何が足りないのか。もっと工夫が必要です。高床式のバスに乗ることができる高齢者は一体どんな高齢者でしょうか。また、福祉タクシーにおいては、月に1度しか外出することができず、市が示す利用目的に合致しない利用がされているのが現実であり、見直しが必要です。次年度におきましては、外出は健康の源であることを念頭に置き、介護保険総合事業での外出支援や、社会福祉協議会が行う買い物支援、そして中津川市が行っている介護系ファミサポも含め、縦割りではなく、また対象者も独居世帯や高齢者世帯のみではなく、日中独居の高齢者の外出手段も含め、介護予防の観点で総合的見直しをすべきであります。

次に、子供の貧困を含めた格差の是正についてです。平成30年度には、青少年国際交流事業が実施されました。費用もかなりかかり、経済的に厳しい子供たちは参加できないのが現実であり、工夫、見直しが必要です。

また、ファミリー・サポート・センター事業についてです。何度も議会で取り上げていますが、ひとり親世帯への利用料金の補助が必要です。パート収入が時間給900円そこそこで、1時間当たり700円から800円の利用料を負担することをちゅうちょし、子供を1人、家に残して仕事に行くようなことがあってはなりません。年間10万円程度の予算があれば実現し、子供の安全が守られるのではないのでしょうか。

また、先ほど議案50号で申し上げたとおり、今回の幼保無償化等で経済的格差が広がる結果となっています。新たな支援の検討をよろしくお願いいたします。

そして、愛西市では若者支援がおこなわれています。新たに法改正がありましたが、愛西市においても子供の貧困対策計画を策定し、社会に出るまでの若者支援に取り組むべきです。

そして次に、高齢者の貧困問題です。生活保護を受けられないボーダーラインの方々への支援が不足しています。生活保護者より劣悪な生活をしている方がかなりいらっしゃるはずですが、把握ができていません。特に、高齢の女性の貧困は深刻であり、配偶者が先に他界した場合、年金受給額がかなり減ります。愛西市には市営住宅がありませんので、低所得者の家賃補助の仕組みもありません。住居は福祉の基本ですので、居住支援の仕組みを進めるべきです。

次に、農地法違反についてです。何度もこの問題は、立田村議のころから取り上げてきておりますが、いまだに解決されず、ふえているのが現状であります。違反を繰り返す業者に許可をすべきではありません。市は法律上許可せざるを得ないと言いますが、私も調べました。県としっかりと連携をとれば防ぐことができます。農地及び地域を守るために、県との連携を含め、思い切った施策の展開を求めます。

次に、ふるさとづくり推進事業です。今回も議案質疑の折にさせていただきました。町内会等の定義が曖昧であります。町内会等が幾つあるかも把握されないまま、特定の地域のみ補助金が出る仕組みであることが明らかになりました。また、集会場、公民館等の定義も曖昧です。これらの定義の見直しをし、市民にわかりやすく示し、そして公平に補助金が支給されることが当然の仕組みであろうと思っております。見直しを求めます。

そして、一部事務組合のチェック体制です。環境事務組合の議会議員になり、この一部事務組合のさまざまな行政運営の課題を目の当たりにいたしました。入札、契約、そして構成自治体が公平な負担をしているのかなど、運営に多くの課題があります。市から順番に職員を派遣するなど、今の行政改革をこの一部事務組合に浸透させる必要があります。

そして最後に1点。私は、各部署にさまざまな提案を訪れることがあります。しかし、この市役所でのネット環境に問題があると思っております。今、職員の方々には、ネットで検索する機会が大変少なく、他の自治体の取り組みや国の動向をいち早くキャッチできるような状況がありません。やはりネット検索などをできるような環境を整え、最新の他の自治体の事例などをつかみながら行政運営に役立てるべきだと思います。

以上、課題を感じておりまして、改善を求めますので、反対討論といたします。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、認定第1号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

この間の議論の中で、幾つかの点を上げながら反対をします。

まずは、自主防災会に対する補助金の見直しがありました。自主防災会の訓練補助金の廃止は、これまで頑張ってきた単位自主防災会にとっては、訓練がやりづらくなり改善してほしいという声が出ています。今回の質疑の中では、アンケート調査を行うという話もありましたが、早急に改善をしていく必要があります。

また、地域の行政事務委託料の30%カットも、地域にとっては大変大きな痛手ではありますが、町内会運営に困っているという声もよく聞きます。しかし、市は、問題は聞いていないというふうに言います。本当でしょうか。市はしっかりと総代を通じてだけではなくて、それぞれの町内会の意見をしっかりと聞きながら、支援を強めていくべきだと考えます。

さらには、高齢者の布団洗濯乾燥サービスの対象者を要介護度1以上にしたことは、大変大きな問題となっています。今でも、このサービスをもとに戻してほしいという多くの高齢者からの声を聞きます。元気な高齢者にとっても冬布団を干すのは大変で、危険すら伴う作業であります。市は、有償の支援サービスを利用してほしいと言いますが、しかし、全ての高齢者に長く健康に暮らしてもらうためにも、こうしたサービスこそ、無償で気楽に利用できるようにすべきだと考えます。

その他、企業誘致に伴う交差点の問題や、市民サービスの削減、そして地域支援の大幅な削減、さらには小・中学校の補助金の引き下げなど、現在非常に冷たい市政になっていると思います。

歳入の問題でもお金がないと言いながら、例えば、全て交付税措置される臨時財政対策債について、本来8億円が借り入れられるにもかかわらず、4億円しか借りていません。現在の運用実績から考えれば、8億円全て借りて運用したほうが、やはり愛西市にとっても大きな収入となっていくものであります。そうした点も改善をしていくべきだというふうに思います。

以上の点から、今回の決算認定には反対いたします。

○議長（鷲野聡明君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

認定第1号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本市の平成30年度一般会計の決算は、依然として厳しい財政状況が続く中、各種の諸事業が実施されました。主な事業として、永和出張所の廃止に伴い、日本郵便株式会社と業務委託契

約を締結し、出張所で交付していた住民票等の証明書を永和郵便局で交付する事業を平成30年7月17日から始めたことで、市民の利便性向上に成果がありました。

中学生の通院にかかわる医療費については、8月診療分から自己負担額の3分の2補助を実施され、医療費の自己負担額を助成したことにより実質1割負担で済むことになり、子育て支援に貢献しました。

教育面では、小・中学校の施設耐震化環境整備事業により、屋内運動場非構造部材耐震改修工事及びトイレ改修工事が引き続き行われ、災害時の避難所となる屋内運動場の非構造部材の耐震改修工事が進みました。

また永和小、勝幡小、西川端小のトイレ改修工事が実施されたり、近年の異常気象による想定を超えた災害とも言える猛暑に対応するため、いち早く小・中学校の普通教室200室に空調整備をすることで、児童・生徒の安全で快適な学習環境が確保されました。

また、市民の健康意識を高め、健康寿命の延伸及び医療費の増加抑制を目指した取り組みとした健康なまちづくり事業として、活動量計を配付し、歩数、消費カロリー等を確認しながら運動習慣をつけるための支援事業が昨年度に引き続き実施されたことで、404名の参加者に運動習慣の定着を図ることができました。

そして、文化芸術の振興を図るため、愛西市で市民参加型のあいさい音楽祭が開催され、一般市民と協力しながら、文化の振興を図り、出演者が166人、観客数が409人を動員する大盛況だった音楽会の開催については高く評価いたします。

これら、市を担っていく未来の子供たちに負の財産の残さない、将来をしっかりと見据えた持続可能な行政運営に対し、平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算認定について賛成討論いたします。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、認定第1号：平成30年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

国、地方もまだまだ厳しい財政状況の中、愛西市としても市税の伸びは少しあったものの、自主財源よりも依存財源が上回っている状況は変わらず、より一層の行財政運営を求められる中、厳しく予算を立てられ、執行されたと思っております。

30年度の主な事業として、先ほど高松議員のほうからもありましたが、重複する部分がありますけれども、大規模災害に備え、本市の防災力の強化を図るための業務継続計画、BCPを策定し、行政組織として対応力向上を目指したこと、また、市民の利便性向上のため、永和出張所の廃止に伴い、出張所で交付していた証明書を永和郵便局で交付する郵便局証明書等交付事業、一般選挙での期日前投票の佐織支所への増設など行われました。

次に、少子化対策の一環として、民間保育所、幼稚園、認定こども園の施設整備や保育補助者の雇用に対して財政的な支援を行い、また中学生の通院にかかる医療費について、自己負担

額の3分の2の補助を実施されました。

教育環境については、小・中学校の施設耐震化、環境整備事業により、屋内運動場非構造部材耐震改修事業、トイレ改修工事が継続して行われ、また近年の異常気象による猛暑に対する事業といたしまして、今年度に事業としてはまたがっておりますが、小・中学校の普通教室に空調設備を設置することを決め、児童・生徒の学習生活環境整備も進められました。

このほかにも新規事業として、愛西市民による音楽祭、道の駅周辺整備事業、かわまちづくり計画策定事業、市民活動支援公募事業補助、施設の健全度調査を含め、継続事業を拡充させたさまざまな事業に対し、限られた財源の中で取り組まれていると考えております。

今後も、今まで以上に財源確保が厳しくなることも考え、計画的に積み立ててきた基金の運用も含め、これからも持続可能な行財政運営を進めていただき、市民の方々の幸福度を上げていただくことを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第1号を採決いたします。

認定第1号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第1号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第2号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第19・認定第2号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

認定第2号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

国民健康保険については、国保税が高いという問題が非常に重要であります。ことし3月の議会で、愛西市の国民健康保険と協会けんぽの保険税の違いについて質問し、健康福祉部長より、30歳夫婦と子供2人、給与年収400万円で固定資産税なしの場合、国民健康保険税は、年間30万1,700円、協会けんぽは月額34万円で、月額報酬34万円で年間20万1,960円と国保税のほうが9万9,740円高くなるとの答弁がありました。また、全国知事会は、政府に公費1兆円の負担を求めており、それが実現すれば1世帯当たり約5万4,000円軽減になるとの答弁もありました。国民健康保険税の軽減を図るため、国に公費の負担を求めるとともに、その間は市独

自で軽減を図るべきだと考えます。

平成30年度決算では、国民健康保険支払準備基金が4億273万535円、繰越金が3億2,645万2,248円の財源があります。これを活用すれば、市独自の軽減ができるのではないのでしょうか。

さらに少子化対策として、18歳未満の子供に対する保険税の軽減を図るべきです。一宮市では既に実施されております。また、特定健診についても、市民が気軽に検診できるように無料にすべきであります。県内の多くの自治体の実施しているところでもあります。

また、八開診療所会計については、交付税措置分を計上し、健全化を図る努力をすべきと考えます。

以上の理由で、認定第2号に反対をいたします。

**○議長（鷲野聡明君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第2号を採決いたします。

認定第2号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第2号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・認定第3号（討論・採決）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第20・認定第3号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

認定第3号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論に参加いたします。

平成30年度から保険料、保険料率の値下げ、均等割の値下げを行い、1人当たり平均保険料、年額については、被保険者1人当たりの医療給付が減少したことにより、平成28、29年度に比べ3.19%の減少というふうになりましたが、激変緩和措置として、保険料軽減の特例が段階的に縮減され、月額300円だった保険料が月3,000円になる、そういう人も出てくる状況です。年金支給額に対して、保険料の負担は依然高い状況であります。30年度は被保険者の増加によって歳入は増加したものの、新システムの構築のための支出や保険料軽減のための負担金も増加をいたしました。年金の手取りが少なくなっており、可処分所得が減るという状況は変わらない状況であります。

そもそも75歳以上の高齢者を一つの制度に集め、そして医療給付の1割分を被保険者の負担とするという仕組みは、高齢者みずからがみずからの費用を負担するということになり、医療費が多くなれば、当然保険料の負担も多くなるというような制度にもなっています。国民皆保険制度ということを考えれば、社会全体で負担を行うということであり、後期高齢者の方だけに給付と負担に限定するこの制度については、憲法の本質にも反する制度であり、本決算には反対といたします。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第3号を採決いたします。

認定第3号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第3号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・認定第4号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第21・認定第4号：平成30年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

認定第4号：平成30年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

総合事業をつくるということで努力されていることは評価し、認めています。今回も指摘いたしました。今後さらにふえる独居高齢者や高齢者世帯、日中独居世帯への福祉といった部分で、実効性のある施策となっているのかという部分で疑問を感じています。

今回議案質疑の折も質問いたしました。介護認定審査会では2分で1件をこなす状況で、十分な審議がされているとは思えません。実際にも、体の状態が変わらないにもかかわらず、要介護から要支援に何ランクも落ちた事例も聞いております。2つの審議会にするなどの対策が必要です。

また、住民主体Bのサービスは、健康な方々も利用できるにもかかわらず、広く広報がされていませんし、住民主体といたしながら民間事業所に頼った施設数となっております。今後は、真の住民主体のサービスをつくり上げ、包括支援センター等とも連携した運営が必要で、福祉が担える団体への成長、そして地域の一人一人を支える活動づくり、地域の人と人が助け合

う活動づくりが望まれます。そうした視点で、数をふやすことと質の向上をあわせ持った運営を望みます。

また、高齢者の外出支援のことですが、一般会計の討論でも申し上げましたが、他の部署のサービスとも連携し、どんな高齢者の外出支援が欠けているのかの視点でサービスをつくり上げていく必要があると思います。また、どのようなサービスであるか、高齢者に情報が届いていません。パンフレットを渡すだけでは、自分がどのサービスが受けられるのかわかりません。住民主体サービスを行う団体が説明したり、ケアマネさんがさらに丁寧に説明したり、必要なサービスが受けられるような広報の工夫をすべきだと思います。

今後の介護保険制度は、介護職員が不足します。民間の施設で介護が受けられる方々は、比率的に減ることが予想されます。そのために、市民の力を使った支援が必要になってきます。そして、日中独居の方もこれからさらにふえます。介護離職を防ぐといった視点も持ちながら、今後、介護保険制度、愛西市独自の制度をつくっていただくことを要望いたします。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

**○17番（真野和久君）**

それでは、認定第4号：平成30年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

介護サービスの問題では、新しい総合事業で地域支援事業などを行っているわけですが、努力はされておるとは思いますが、担い手が十分に育っていない状況であります。本来、介護保険の中でしっかりと制度保障すべきであります。さらに活動しやすい支援を行っていく必要があります。

また、先ほどの吉川議員からもありましたが、介護認定が下がったという声をよく聞くようになりました。要介護認定、介護保険制度から外れて必要なサービスが受けられないということにならないよう、適正な認定を行っているか、しっかりと確認をしていく必要があると思います。

また、保険料の問題では、30年度ではまだ保険料収入に余裕があります。介護サービスの向上に使うように求めるとともに、本来、高齢者の暮らしを考えれば、今、現状の負担は限界にきているというのは明らかであります。そうした点での抜本的な対応をとるべきだというふうに考えます。

以上のような点から、今回の30年度の介護保険特別会計の決算認定に関しては反対といたします。

**○議長（鷺野聡明君）**

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

それでは、認定第4号：平成30年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

愛西市においても、年々高齢化が進み、65歳以上の第1号被保険者も増加し、介護保険を利用している方が増加をしています。地域包括ケアシステムの深化、推進という観点から、本市の地域支援事業において、高齢者の自立支援・重度化防止の取り組みを積極的に進めるとともに、海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターなどを通じて、広域的に医療・介護の連携にも取り組んでいます。

また、制度の持続可能性の確保という観点から、平成30年度において、介護給付費等の推計に基づき、新たな介護保険料体系のもとに財源確保に取り組み、安定的な給付体制の維持に努めてきました。厚生労働省が実施した平成30年度総合事業実施状況調査によりますと、総合事業の全国の実施状況は、訪問型及び通所型サービスでは、従来相当のサービスを実施している自治体は90%以上であり、ほとんどの自治体で実施をしております。しかし、緩和型サービスAは50%前後、住民主体型サービスBは10%台、移動支援サービスDは2%程度の自治体でしか実施されていません。愛西市では、全国的にはまだ実施している自治体が少ない緩和型サービスAや住民主体型サービスB、移動支援サービスDを実施し、先進的な取り組みを行っております。

今後も、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための地域づくりに取り組んでほしいと思います。介護の必要性が高まる75歳以上人口は、ますます増加すると推計されており、団塊の世代が75歳以上となる2025年も間近に迫っております。老後も安心して暮らしていける事業のさらなる推進をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（鷲野聡明君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第4号を採決いたします。

認定第4号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第4号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・認定第5号（討論・採決）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第22・認定第5号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第5号を採決いたします。

認定第5号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第5号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・認定第6号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第23・認定第6号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

認定第6号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

そもそも人口密度の低い地域に公共下水道事業を進めることには無理がありますので、反対です。それに加え、総事業費のことです。平成29年度、約3,000万円もかけて行った計画の見直しで、公共下水道事業の総事業費は約360億円という試算が出ているにもかかわらず、合併当初から答弁してきた総事業費282億円を改めずに、今後の財政計画として私に資料提供をしたり、答弁をしようとしたことは大問題です。計画策定により、約77億円も総事業費が膨らんでいます。本来なら平成30年度は、その計画の数値をもとにあらゆる想定をし、いざという国の方針変更に対応するシミュレーションをすべきだったはずですが。何のために平成29年度に3,000万円もかけて計画をつくったのでしょうか。計画を基本として事業を進めることは行政にとって当たり前のルールです。データ分析をしながら進めるべきです。平成30年度の下水道事業における行政運営は、基本から大きく外れた運営となっておりますので、反対といたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、認定第6号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

まず質疑の中で、総事業費が増額となる見込みであるということが明らかになりました。公共下水道の工事費にかかわる公費、費用については、当初の計画で282億円から359億円に膨れ上がったことがわかりました。この経営戦略は、答弁では平成29年3月に公表していると言いながら、平成30年までには282億円と、従来の計画の費用を答弁し、膨れ上がったことを意図

的に隠していたと指摘されても仕方がない状況ではないでしょうか。

そもそも公共下水道は莫大な事業費がかかるとして、私どもは反対をしております。また、住民負担も多額になると指摘をしてきました。今回の決算の審議の中でより一層、明確になったのではないのでしょうか。

また、使用料収入では、総務費を賄うことができず、流域下水道事業費も合わせると大きな赤字となっているのが現状であります。さらには、受益者である利用者の負担割合が少量使用者ほど割高になっている、この料金体系は見直す必要があるのではないのでしょうか。高い公共下水道の使用料金については、引き続き下げてほしいという市民の多くの方々の声が届く状況であります。また、滞納金があるのに延滞金が発生していないということも、それでいいのか議論をしていかなければなりません。

以上、事業計画においても使用料の負担においても多額となることが明らかな公共下水道事業は早急に見直すべきであり、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第6号を採決いたします。

認定第6号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第6号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・認定第7号（討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第24・認定第7号：平成30年度愛西市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

認定第7号：平成30年度愛西市水道事業会計決算の認定について、反対の討論を行います。

愛西市水道は平成29年度に料金の値上げが行われ、1,641万円の黒字となりました。平成30年度決算では3,635万円と、黒字は2倍となっております。日本共産党は市民負担を求める水道料金の値上げに反対してまいりました。今後についても、料金統一の問題がありますが、値上げをせずに進めることを求めて、討論といたします。

○議長（鷺野聡明君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第7号を採決いたします。

認定第7号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第7号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・請願第3号（討論・採決）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第25・請願第3号：子どもの医療費完全無料化を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

請願第3号：子どもの医療費完全無料化を求める請願について、賛成討論を行います。

今議会の質疑の中でも、議会も、そして市長も医療費無料化の拡大の方向へとやっと動き出したことは大変よかったと思います。だからこそ、早期に実現するよう、この請願を議会で採択し、医療費無料化の拡大を後押しするよう希望するものです。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

請願第3号：子どもの医療費完全無料化を求める請願について。この子どもの医療費の完全無料化を求める請願について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の請願は、昨年8月から実施されている中学生の医療費の助成の拡大が3割の負担が1割になっていることを一歩前進という評価をしておりますが、市民の切なる願いである中学生の医療費の完全無料化については、90%を超える県内の市町村と同様に完全無料化を求める内容となっています。

子ども医療費完全無料化は、どの自治体も少子化対策として優先的に行っている施策であり、県内では90%を超える自治体、隣の津島市でも行っています。現在では、海部地区では一番おくれた自治体となりました。どの自治体も最優先として行っていることであり、子育て世帯の経済的な支援であることに異論を唱える議員はいないのではないのでしょうか。

幼児教育・保育の無償化によって新たな財源が生まれることも、一般質問の中で明らかになりました。8月の中日新聞の報道では、市長は、子育て世帯にとって住みやすいまちにいくために必要だと表明し、議会の人々についても、3党派の方も、子育て世帯の経済的な負担は進学するにつれて大きくなる。負担を軽減させて、魅力あるまちづくりに実現してほしいと

要望をしております。今回の請願事項である中学卒業まで医療費を完全に無料化にしてくださいという内容は、議会として多数を占める意見となりました。この請願に反対をされるということは、自己矛盾を起こしてしまうのではないかと、有権者を裏切ることにつながるのではないかと考えます。

また、自治基本条例には、市長は、最少の経費で最大の効果を上げることを柱として、市長の権限・責務を定めているところであります。市長の権限・責務を全うするためにも、子ども医療費の無償化の拡大を行う、このことを議会で議決をし、求めていくことは、二代表制のもとでの市民の信託に応えることになるのではないのでしょうか。愛西市の最高の意思決定機関である議会の議員として良識ある判断、採決を求めるところであります。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○16番（加藤敏彦君）**

請願第3号：子どもの医療費完全無料化を求める請願について、賛成の討論を行います。

ことし4月から、津島市の子ども医療費が中学3年生まで完全無料になったため、海部地区では愛西市だけが有料となっておりました。愛西市の財政は、市長が、基金の総額は一般会計の総額で約164億円と表明するほどため込みがあり、市民からは、なぜ愛西市は子ども医療費完全無料化ができないのか、愛西市でも早く実施してほしいという声は無視できなくなっております。

子どもの医療費無料化をすすめる会の代表者、河合正美さんは、2014年から請願を出し始めて5年になります。なかなか前進されず、市民の声はどうやったら届くのか悩んだこともありました。今度こそ全会一致で採択してほしいと述べておられます。

以上の理由により、請願第3号の賛成討論といたします。

**○議長（鷺野聡明君）**

他に御意見のある方どうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、請願第3号を採決いたします。

請願第3号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・意見書案第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第26・意見書案第1号：定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○4番（竹村仁司君）

意見書案第1号の提案説明をいたします。

意見書案第1号、愛西市議会議長・鷺野聰明殿、総務文教委員会委員長・竹村仁司。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の内容につきましては、令和2年度の政府予算の編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、意見書案第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第1号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第1号について討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第27・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・建設福祉委員会の閉会中の調査について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第28・建設福祉委員会の閉会中の調査についてを議題といたします。

建設福祉委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。建設福祉委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、建設福祉委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第29・総務文教委員会の閉会中の調査について

##### ○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第29・総務文教委員会の閉会中の調査についてを議題といたします。

総務文教委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務文教委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第30・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続

審査及び調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出書のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（鷺野聰明君）**

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、令和元年9月定例議会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げさせていただきます。

本定例会に上程をいたしました多くの議案に対しまして、議案質疑などを通じ御議論いただき、また各議案につきまして御議決、認定をいただきまして、まことにありがとうございました。

補正予算でお認めをいただきました10月からの消費税率の引き上げを財源とする幼児教育無償化事業や副食費の一部補助を初めとする各事業につきまして、迅速かつ適切な事務の執行に努めるとともに、いただきました御意見、御提案などにつきましては、今後の市政運営に生かしていきたいと考えております。

また、今定例会におきまして、平成30年度決算認定についても御議論をいただき、御認定をいただきまして、まことにありがとうございました。この決算認定に当たりまして、今後、内容をしっかりと確認しながら、今後における市政運営につなげていきたいと考えております。

さて、9月初旬の記録的な猛暑がうそのように、朝晩の空気の肌ざわりにも心地よさを感じる季節になってまいりました。今後、愛西市でさまざまなイベント行事が開催をされますが、このたび愛西市最大のイベントとして、あいさいさん祭りを10月27日日曜日に初めて開催をさせていただきます。そのほかにも、体育大会、文化祭など各種イベントが多く予定をされておりますので、議員各位におかれましては、ぜひ御参加をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

また、秋を迎え、台風が心配をされるシーズンとなります。関東地方に上陸をいたしました台風15号は、千葉県を中心とし広い範囲で長期間にわたり停電が発生をし、日常生活に甚大な被害を与えました。また、東海地方では、9月初旬に三重県北部を中心に記録的な大雨に見舞われ、三重県では初めての警戒レベルで最も高いレベルファイブが発令をされました。両災害とも、被害に遭われました皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧を願っております。これらの災害は、愛西市においても起き得る災害であると思っております。災害に対する不断の備えが非常に大切になってまいりますので、市民の皆様方を初め、議員各

位におかれましても、防災に対する備えを万全にさせていただくとともに、市といたしましても、災害等に備えた万全な体制で備えていきたいと考えております。

最後になりますが、議員各位におかれましては、体調管理に十分に御留意をいただき、それぞれの立場で御活躍されることを御祈念申し上げ、閉会に際しましての挨拶とかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鷺野聰明君）

これにて令和元年9月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

鷺野 聡 明

会議録署名議員  
第11番 議員

杉 村 義 仁

会議録署名議員  
第12番 議員

鬼 頭 勝 治